

令和 6 年（第 4 回定例会）

観光建設水道委員会 会議録

令和 6 年 12 月 9 日

観光建設水道委員会 会議録

○開会日時 令和6年12月9日（月）

開議 午前10時00分

閉議 午前11時42分

○開会場所 市議会 第2委員会室

○出席委員（7名）

委員長 穴井 宏二 副委員長 小野 正明

委員 石田 強 委員 美馬 恭子

委員 森 大輔 委員 加藤 信康

委員 市原 隆生 委員 松川 峰生

○欠席委員（なし）

○委員外議員出席者（なし）

○執行部出席者（14名）

競輪事業管理者 上田 亨 観光・産業部長 日置 伸夫

建設部長 山内 佳久 上下水道局長 松屋 益治郎

公営事業局参事 大町 史 建設部次長 渡邊 克己

観光課長 牧 宏爾 温泉課長 樋田 英彦

温泉課参事 釘宮 誠治 農林水産課長 塩出 政弘

都市計画課長 山 田 栄 治 都市整備課長 川 野 康 治

上下水道局 田 原 誠 士 公営事業局 松 島 俊 樹
総務課長 総務課長

○議会事務局出席者

事務局長 河 野 伸 久 主 査 松 尾 麻 里

主 任 定 宗 隆 一 郎

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第 9 9 号	令和6年度別府市一般会計補正予算(第7号) 関係部分	全員一致による 原案可決
議第 1 0 1 号	令和6年度別府市競輪事業会計補正予算(第1号)	全員一致による 原案可決
議第 1 0 2 号	別府市手数料条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第 1 0 4 号	旧平尾邸の設置及び管理に関する条例の制定について	全員一致による 原案可決
議第 1 1 0 号	指定管理者の指定について	全員一致による 原案可決
議第 1 1 1 号	指定管理者の指定について	全員一致による 原案可決
議第 1 2 8 号	退職手当返納命令処分に対する審査請求に関する諮問 について	本審査請求は、 棄却すべきとの 意見とするもの
議第 1 3 0 号	市長専決処分について	全員一致による 承認

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名押印する。

令和6年12月9日

観光建設水道委員会

委員長 穴 井 宏 二

観光建設水道委員会 会議概要

○開議：10 時 00 分

○穴井委員長

ただいまから観光建設水道委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）関係部分ほか7件であります。

審査はお手元に配付しております議案の審査順序表の記載順により、各課から説明を受け、質疑を行い、採決いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、公営事業局関係議案の審査を行います。

議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）公営事業局関係部分及び議第101号令和6年度別府市競輪事業会計補正予算（第1号）の計2件について、当局から一括して説明をお願いいたします。

○上田競輪事業管理者

今回の委員会でございますが、私たちが公営事業局となりまして初めての補正でございます。委員の皆様、どうぞ御審議のほうよろしくお願いいたします。

それでは詳細については、職員のほうからしますので、お願いします。

○大町公営事業局参事

公営事業局からは、議第101号令和6年度別府市競輪事業会計補正予算（第1号）を予算議案として提出させていただいております。あわせて、議第99号別府市一般会計補正予算（第7号）公営事業局関係部分について御説明いたします。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明をさせていただきます。

○松島公営事業局総務課長

公営事業局総務課長の松島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第101号につきまして御説明いたします。

競輪事業会計補正予算（第1号）、1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量でございます。これは当該事業年度の基本的目標として業務の予定量を定めたものでございます。年間車券発売金を47億9,000万円増の合計381億2,330万円と見込んでおります。

1日平均車券発売金については、年間車券発売金を本場開催日数104日で除したもので、4,605万7,000円増の合計3億6,657万円を見込んでおります。また、年間場間場外発売日数につきましては、10日増の合計338日を見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございます。これは経営活動に伴う収益と費用を示すものでございます。

まず収入につきましては、46億7,142万円の増額を計上し、合計387億7,547万2,000円と見込んでおります。

2ページを御覧ください。

支出につきましては、40億6,072万円の増額を計上し、合計376億1,571万8,000円と見込んでおります。

収入の主な補正内容について御説明いたします。6ページをお開きください。

1款1項1目車券発売収益を47億9,000万円増額計上し、1款1項2目場間場外発売事務受託収益を1億2,600万円減額しております。

また、議第99号一般会計補正予算（第7号）公営事業局関係部分となりますが、1款2項4目雑収益において、182万4,000円増額のうち、一般会計からの児童手当繰入金50万9,000円を増額計上いたしております。

続いて、7ページをお開きください。

支出の主な補正内容について説明いたします。

支出におきましては、1款1項1目開催費を39億4,751万8,000円増額計上し、1款1項2目場間場外発売事務受託費を1,366万7,000円減額計上しております。

9ページをお願いいたします。

補正の結果、当該年度の純利益は、キャッシュ・フロー計算書の1、業務活動によるキャッシュ・フローの最上段に記載しております10億4,422万円と見込んでおります。

2ページにお戻りください。

第4条の資本金収入及び支出でございます。これは、将来の経営活動に備える投資や一般会計繰出金などの収入及び支出を示すものでございます。

今回の補正では、収入の補正はございません。

支出については、3億5,486万8,000円増額計上し、合計19億3,712万4,000円と見込んでおります。

補正の主な内容について御説明いたします。8ページをお開きください。

支出におきまして、1款3項1目一般会計繰出金を3億3,000万円増額計上しております。

2ページにお戻りください。

第4条予算の財源についてでございます。補正の結果、6億6,199万7,000円の財源不足が生じますが、利益剰余金処分額、当年度消費税及び地方消費税資本金の収支調整額で補填する予定といたしております。

3ページをお開きください。

第5条の特例的収入及び支出については、地方公営企業法適用前の令和5年度競輪事業特別会計が令和6年3月31日で打ち切り決算となったことに伴い生じているものでございます。地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、令和6年4月1日の地方公営企業法全部適用の日に属する会計年度以前の会計年度に発生した債権または債務に係る未収金または未払金は、法の適用の日の属する事業年度に属する債権または債務として整理するものとされており、その額が確定したことにより、未収金を4億3,001万4,000円、未払い金を6億9,306万8,000円に改めるものでございます。

最後に、第6条の利益剰余金の処分については、一般会計繰出金として3億3,000万円増の合計6億3,000万円を見込むものでございます。

以上で議第101号別府市公営事業会計補正予算（第1号）の御説明を終わります。

御審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○穴井委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○加藤委員

場間場外発売事務受託収入というのが、補正でも1億2,600万円マイナス補正なんですけど、

やっぱり場外も一般の場も入場者が減っているという判断でいいんですか。今後もまだ減っていくのかな。別府の例も併せてちょっとお聞きしたいです。

○松島公営事業局総務課長

場間場外の発売の経費につきましては、委員おっしゃるとおり、来場者の減少、それに伴う紙車券の販売の減少によって、今回減額計上させていただいております。

この傾向は今後も続くものと見込んでおります。

○加藤委員

今期で別府競輪場への入場者の減少割合というのは全国と一緒になのかな。その辺は分かりますか。

○松島公営事業局総務課長

全国的にも減少傾向でありまして、別府競輪のみならず、全国の競輪場で来場者の減少は続いているという状況でございます。

○加藤委員

先々ですが、どういう減少傾向か、グラフなんかを作っておいていただけたら大変分かります。結構です。

○穴井委員長

ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑はほかにないようでありますので、これより採決を行います。

初めに、第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）公営事業局関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第99号公営事業局関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第101号令和6年度別府市競輪事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第101号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、公営事業局関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時11分

再開：10時11分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、観光課関係議案の審査を行います。

議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）観光課関係部分及び議第104号旧平尾邸の設置及び管理に関する条例の制定についての計2件について、当局から一括して説明願います。

○日置観光・産業部長

観光・産業部におきましては、観光課、温泉課、農林水産課から議案の提出をさせていただいております。

何とぞ慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○牧観光課長

観光課長の牧でございます。私からは、議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）のうち、観光課関係部分について御説明させていただきます。座って説明いたします。

予算説明書の43ページをお願いいたします。

事業番号1444災害復旧に要する経費3,300万円でございます。これは8月に発生しました台風10号の影響により被害を受けた神楽女湖しょうぶ園を復旧するため、災害復旧工事費を計上するものでございます。具体的には、園内の園の舗装復旧工事などを実施するものです。

この事業の財源につきましては、予算書8ページ及び18ページにございますとおり、災害復旧債を計上いたしております。

続きまして、議案書の4ページをお願いいたします。

議第104号旧平尾邸の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

これは歴史的建築物である旧平尾邸を観光拠点及び地域拠点として保存活用することにより、国内外から訪れる人々をもてなし、このまちの新しい観光の形を築くため、旧平尾邸の設置及び管理に関し必要な事項を定めることに伴い、条例を制定するものでございます。

以上で観光課関係部分の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○穴井委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○松川委員

課長、神楽女湖は元のほうにもう修復できたの。

○牧観光課長

今回、神楽女湖の花しょうぶについては、公園緑地課で今、修復していますが、今回、園道であったり、広場とか、そういったところの復旧工事費を今回計上させていただいております。

○松川委員

どのぐらいかかるの。工事期間。

○牧観光課長

具体的にはまだ。

○市原委員

僕、何度か行ったんですよ。何かすごい整ったような感じだったけど、園道、通路のところですかね。中まで柵がしてあるので見えなかったんですけど、結構もう整地されているとか、整ってるような感じに見えたけど、中の道路ということですか。

○牧観光課長

しょうぶ園の間に木の橋、園路があったんですが、そういったものが全部流されて、あとアスファルト等が浮き上がって、そういったところはまだ手がついていないと思います。

○穴井委員長

ほかに質疑ありませんでしょうか。

○加藤委員

公園緑地課のしょうぶの畑のほう、公園緑地が整備しているの。これは現場班がやってることなの。予算つけた、既存の予算、人件費だけ。

○牧観光課長

既存の予算、災害復旧で今年度の方で、ちょっと詳しいことは。災害復旧で今年もうやらないと来年の花に間に合わないというところで、先にしていると。こちらの観光課のほうは、来年のしょうぶ園までに修復するように計画しております。

○穴井委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり。）

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

初めに、議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算(第7号)、観光課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第99号観光関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第104号旧平尾邸の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第104号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で観光課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時18分

再開：10時18分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、温泉課関係議案の審査を行います。

議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）温泉関係部分、議第110号指定管理者の指定について及び議第111号指定管理者の指定についての計3件について、当局から一括して説明願います。

○樋田観光・産業部次長兼温泉課長

それでは、温泉課の関係部分について御説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、議案書45ページをお開きください。

45ページから46ページの議第110号、議第111号の2件について一括して御説明をさせていただきます。

この2件は、いずれも地方自治法第244の2第3項の規定に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせることについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議第110号は、亀陽温泉及び浜田温泉グループをサンエス朝日地域開発共同企業体に、また議題111号は、堀田温泉及び柴石温泉のグループをサンエス朝日地域開発共同企業体にそれぞれ管理を行わせようとするものでございます。

指定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間としております。

議第110号及び議第111号の市営温泉施設の指定管理者公募の選定についてでありますけれども、別府市観光・産業部温泉課指定管理候補者選定委員会で候補者の選定を行っております。8月8日、第1回選定委員会の開催後、8月16日から募集を始め、現地説明会を終えて、9月17日から10月2日までの間に応募のありました提案につきまして、温泉課にて書類審査を行い、10月22日、28日の2日間で、第2回選定委員会での面接審査を行い、候補者の選定を行いました。その後、市長への報告を経て、応募者に対して選定結果を通知しております。

次に、議題99号令和6年度一般会計補正予算（第7号）における温泉課関係部分について御説明をいたします。

予算書の7ページをお開きください。

第3表の1、債務負担行為補正については、堀田温泉ほか1施設及び亀陽泉ほか1施設の指定管理業務費になります。これは先ほど御説明させていただきました市温泉の施設の指定管理者の選定について、議題110、111号までの議決をいただければ、指定管理者との協定を締結することになりますが、指定期間中の令和10年度までの指定管理料について債務負担行為を定めようとするもので、今回、指定管理者の指定をしています施設ごとに4年間の債務負担の限度額となっております。

以上で温泉課関係部分の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○穴井委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○松川委員

今、大変経済的に厳しいことがあって、格差とかいろんな事情があるんだけど、温泉課の今回の入札については、そういう状況はまずなかったかどうか。それから、今の指定管理料

で大きな問題はなかったかどうか。その2件を。

○樋田観光・産業部次長兼温泉課長

今回の公募につきましては、浜田温泉並びに柴石温泉グループにつきましては、1者の応募、亀陽温泉及び浜田温泉グループにつきましては2者の応募がありまして、選定委員会を経て決定したという経緯になっております。

指定管理料につきましては、あくまでも我々も公募のときに参考価格として今回の今の物価高、人件費の高騰等も鑑みただ中で、参考価格というのを提示させていただいた中で、事業所のほうが事業収支計画書を提案されたということで、反映した中で、今回の分で公募されたというふうには認識をしております。

○松川委員

課長の話の聞くと、別府市と業者との間では、基本的にはお互いに合意したということで認識しといていいかな。

○樋田観光・産業部次長兼温泉課長

あくまでも指定管理料の提示をいただきましたけども、これから締結ということになりますので、これから決まった指定管理者の業者とは金額面及び環境も含めた管理の仕方等も再度詰めた中で、協定書によって指定管理料を決定していきたいとなっております。

○松川委員

今まではどちらかというと、行政とか官が民のほうに強気だったんだけど、今は逆に、いろんな物価の上昇等で、この金額ではできないということは、特に建設業界で別府市もあったけど、そういう方もあるだろうと思うから、それをしっかりとコミュニケーションを取って、いい形で管理ができるようにしてください。

○加藤委員

松川委員が、ほぼ聞いたので、要は受ける事業者がグループを組んでるけど、だんだん、だんだん特定されてきているなっていう気がします。すなわち、指定管理制度の意味合いが単なる委託になってきて、指定管理とは、やっぱり競争する中で民間のノウハウを抱き込むということなんですけど、現状はもう何か、今回、1年遅れたということは受けるところがない、受けてくれなかったという状況の中から、やっぱり募集してくるところが少ないですよ。だからある意味、指定管理制度自体が温泉施設に関して正しいかどうか、あまりにも慣れてしまっているなという気はしますので、しっかり制度自体を毎回見直しして、そして委託でも構わんような気がします。競争がないんやったら必要ないかなという気がするんで、そこら辺もやっぱり構築して、管理制度自体を見直す時期に来ているのかなというふうに思いますので、そこら辺の検討をお願いいたします。

1年間当たりの委託料は多分決まっているでしょうから、その辺も実際に、今の物価高と併せて極端に上がっていないか。すなわち、あまり競争が効いてないのでね、ここら辺もちゃんと精査していただきたいと思います。

すみません、質問になりませんでしたけど。

○樋田観光・産業部次長兼温泉課長

前回の指定管理者の議決をいただく際にも、そういった御指摘もいただいておりますし、

今回、4年間ということで、前回やったときは5年間ということにして管理してもらっていますけども、最終的に指定期間の終了の期間を全ての市営温泉で同時期にしておりますので、次回の指定管理者の選定に当たっては、十分にその辺を考慮しながら考えていきたいと思っています。

○森委員

この指定管理者の業務の範囲なんですけども、そういった業務の範囲もいろいろ協議はされていると思うんですが、例えば温度管理とか、そういったことについて、この指定管理者ではなくて、シルバーさんとかにお願いして管理をしている施設もこの中には含まれると思うんです。そういった管理業務の内容については、指定管理者に今後どの範囲でさせるような協議を今されていますか。

○樋田観光・産業部次長兼温泉課長

指定管理者を募集するに当たっては、業務の仕様書を示して、ホームページ等で公募するに当たっては、衛生管理も含めて、この指定管理者が行う業務ということを仕様書の中で示した中で、今回、業者のほうから応募があったと認識していますけども、当然、細かいところまで書けていないところというのは、これから詰めていくような状況になるかと思います。

○森委員

今回対象となる施設の中には、利用者の方からの声で、例えば温度調整というか、温度管理があんまりよくできてないような声も多々聴きますので、そこら辺の業務内容について、指定管理者の方がどの範囲でできるのか分かりませんが、適切に管理運営できるような体制で取り組んでいただきたいと思っています。

○穴井委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり。）

ほかに質疑もないようですので、これより採決を行います。

初めに、第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）温泉課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第99号温泉課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第110号指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第110号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第111号指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第111号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で温泉課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：10時29分

再開：10時29分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、農林水産課関係議案の審査を行います。

議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）農林水産課関係部分及び議第130号市長専決処分についての農林水産課関係部分の計2件について、当局から一括して説明願います。

○塩出農林水産課長

農林水産課長をしています塩出と言います。よろしくお願いいたします。

それでは、議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）及び議第130号市長専決処分についてのうち、農林水産課関係部分の御説明をいたします。

今回の補正予算及び市長専決処分につきましては、全て8月末の台風10号による災害関係予算でございます。

まず台風10号により被災した農地・農業用施設等について御説明をさせていただきます。

事前にお配りいたしました資料を御覧ください。

資料の説明をいたします。今回の台風にて被災した農地、水路、林道、ハウス等の施設は全体で316か所でございます。

被害の内訳を説明いたしますと、農地197か所、水路65か所、農業用施設（ハウス等）が20か所、林道等が34か所となっております。

地域別では、内成地域が73か所、東山地域は131か所、古賀原地域が42か所地域、天間地域が14か所、内竈地域が10か所、その他が12か所となっております。

資料の右側を御覧ください。

内成地域の農地ののり面で崩壊でございます。今回の最大規模の一つであります。幅17メートル、高さ15メートル、奥行き20メートルののり面崩壊であり、ブロック積みのり面と農業に使っていた道も崩壊いたしました。右側の写真を御覧ください。水路取水口約20メートルの崩壊でございます。川から農地に水を運ぶ水路がなくなっている写真で、赤い線で示しているのが、災害前に水路があった箇所でございます。

次に、東山地域の農地ののり面崩壊でございます。2か所ののり面の崩壊であり、このような近い場所に農地ののり面崩壊が顕在していることが多く見受けられるのが、今回の災害の特徴にもなっております。右側を御覧ください。東山山の口の水路に土砂が堆積し、水の流れが途絶えた写真でございます。現在は土砂撤去を行い、通常どおりの水の流れになっております。

天間地域ののり面の崩壊でございます。崩壊した農地の土砂が道路をふさいだ災害でございます。

最後になりますが、古賀春地域の災害でございます。カボス農園の頂上にある山ののり面が崩壊し、約200メートル、土砂や竹や木などが雪崩のように崩れ落ちた様子でございます。

このように、今回の台風10号は、過去に例を見ない規模の災害になりました。

以上で資料の説明を終わります。

それでは、災害関連予算を御説明いたします。

歳入の関係部分から御説明いたします。

予算書の11ページを御覧ください。

農地・農業用施設災害復旧費分担金の追加額として500万円計上するものでございます。これは、地元水利組合や農地所有者等の分担金になります。

次に15ページを御覧ください。

農林水産業施設等復旧支援事業費補助金として782万8,000円を計上するものでございます。これはハウスなどの復旧事業に伴う県補助金でございます。

次に、1つ下を御覧ください。

農林水産業施設災害復旧費補助金の追加額として3,250万円を計上するものでございます。これは工事等に伴う補助金でございます。

次に、18ページを御覧ください。農地農業用施設災害復旧費事業債の追加額として、1,220万円を計上するものでございます。

次に、1つ下を御覧ください。

林業施設災害復旧事業者として、1,000万円を計上するものでございます。

次に、歳出の関係部分の御説明をいたします。

予算書の43ページを御覧ください。

事業コード0699災害復旧に要する経費の追加額として、9,018万8,000円を計上するものでございます。これは災害復旧工事費及び負担金補助金を計上するものでございます。

次に、市長専決処分について御説明いたします。

議案書の83ページを御覧ください。

農地・農業用施設災害復旧費分担金として、2,552万3,000円を計上するものでございます。今回被災箇所のうち、緊急工事に伴う地元水利組合や農地所有者等の分担金になります。

次に、84ページを御覧ください。

農林水産業施設災害復旧費補助金として、1億959万8,000円を計上するものでございます。これは測量設計業務及び緊急工事に伴う補助金でございます。

次に、86ページを御覧ください。

農地・農業用施設災害復旧事業債として、4,980万円を計上するものでございます。

次に、87ページを御覧ください。

事業コード0699災害復旧に要する経費として、2億6,350万円を計上するものでございます。これは測量設計等委託料及び緊急工事に伴う災害復旧工事、土砂撤去委託料等を計上するものでございます。

以上で、農林水産課関係部分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○穴井委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○市原委員

ちょっと崩れたところとかを見てきたんですけど、道路の土砂は全部のけてるんですね、きれいにね。あとはえぐれたところなんかはどんな感じで。

○塩出農林水産課長

えぐれたところというのは、農地ののり面の崩壊だと思うんですけど、それが197か所あります。今査定を行っていますので、今後、査定を行った後に、工事の契約に入って進めたいと思っています。できる限り、来年の作付には間に合うようにやっていきたいなと思っています。

○加藤委員

スケジュールなんですけど、畑、施設関係は、少し時間がかかっても仕方がない。水田も水があるところは少し仕方がない。要は、水路が一番緊急なのかなという気がするんですが、現状、来年に間に合います。分からない。

○塩出農林水産課長

正直言いますと、間に合わない可能性が大きいです。理由といたしましては、今回、件数が多かったと。本当にこの20年間の中でも一番大きい災害になっております。

2点目としては、水路の頭首工が13か所やられています。そこら辺がちょっと大規模な工事にもなりますので、工事現場まで行く道からつくっていったって、そこからの工事になりますので、かなり時間がかかるなと思っています。

ただ、来年の作付に間に合わないときには、応急的に仮設パイプ等を設けて、治水機能だけはしっかりして、作付ができるような体制だけは整えていこうと、このように考えております。

○加藤委員

そこが聞きたかったんです。仮設のパイプも含めて、また別な補正なりが出てくる気もしてたんですけども、面積が広い水路もあるでしょうから、そういう意味では、早め、早めの対応をお願いしたいなと思います。

○松川委員

御苦労ですけども、住民の皆さんに寄り添って早めにしてあげてください。

○美馬委員

本当に規模が大きかったと思うんですけども、個別の農家に支援という形で、査定とかにこれから入るかと思うんですけども、それに関しても、個別説明というのはずっとされているような状況でしょうか。

○塩出農林水産課長

個別説明ということでございますが、この工事に入るに当たって、査定を今受けてる状態です。その査定を受ける前に申請という手続がございます。農地等は本人の所有になりますので、その農業者とも話しながら、これを査定にのせようか、のせまいか、自分でできるところはここをやるかとかいうような話し合いをしながら、当然そうですが、先ほど委員もおっしゃったとおり、寄り添いながら、話を進めながら、復旧に向けて進めたいなと、そのように考えております。

○美馬委員

中津のほうでも随分、毎年のように台風災害とか、大きな災害があつて、個別で査定をし

ながら、何とか復旧をというふうな形でされているようですけれども、そこに行きつかない方もいらっしゃるような話を聞くんです。結局もういいわと、今それだけの国の補助とかをいただいたとしても、今後の作付、それからのことを考えれば、もうここで放棄したいというような話もたまに聞くんですけど、たまにじゃなくて、かなり聞くんですけども、今回、別府の中ではかなり大きなところがこういう状況になっているので、そこら辺の寄り添うということになるんでしょうが、そこら辺で何か大きな変化というようなお話は聞かれていますか。

○塩出農林水産課長

私たちはこの災害が起こってから、地域に入り込んで、いろんなお話をしてきました。今、高齢化も進んでおります。そのままやめようというような声もちらほら出てきています。ただ、今でもその御高齢の人たちが地域を支えています。別府の農業を支えてくれています。その人たちが次の世代にバトンタッチができるように、今やめられると本当に次の別府の農業自体にもつながっていきませんので、私たちも支援、いろんな支援もひっくるめてしながら、寄り添いながら、一番何がやりやすいのか、ただそれだけじゃなく、災害だけじゃなく、地域の農業と基盤整備とかもひっくるめて、やりやすいような、災害が起こらないような取組も当然行政としては考えていかないといけないと思って、今、地域とともに話をしながら進めていっているような現状でございます。

○美馬委員

最後に、国からの補助、助成をかなり細かいところまで出して、そして大きく補助がもらえるところもあると思うんです。そこに関しては、なかなか個人的には分からないこともあるので、しっかりと市のほうからも国にお話を聞いて、きちんと説明していただきたいというふうに思っています。今言われたみたいに、やはり大事な農業なので、そこら辺は他の市町村とも話をしながら、ぜひフォローしていただきたいなというふうに思っていますが、そこはどうですか。

○塩出農林水産課長

今回の災害につきましては、近隣の杵築、国東、由布もそうなんですが、かなりの被害を受けています。そこと連携を取りながら、どのようにこれから農業を守っていこうかというようなことも進めております。

国に対しても、この災害で起こったものだけではなく、その後の、例えば作付をするという肥料的なものとか、そのような補助とか、そのようなものがないかとかいうこともこちら別府としても、上に投げるような形で県と話しながら進めているところでございます。

○穴井委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようですので、これより採決を行います。

初めに、議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算(第7号)農林水産課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

異議なしと認めます。

よって、議第99号農林水産課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いた

しました。

次に、議題130号市長専決処分についての農林水産課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

よって、議第130号農林水産課関係部分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で農林水産課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時45分

再開：10時45分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、都市計画課関係議案の審査を行います。

議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）都市計画課関係部分及び議第102号別府市手数料条例の一部改正についての計2件について、当局から一括して説明願います。

○山内建設部長

建設部長の山内でございます。

それでは、本会議において提出しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

建設部からは、都市計画課をはじめ、計2課より一般会計補正予算議案を提出させていただいております。

予算議案以外では、都市計画課より手数料条例の一部改正についてと、都市整備課より、市長専決処分について提示させていただいております。

何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の詳細については、引き続き各担当課長より説明いたします。

○山田都市計画課長

都市計画課長の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）都市計画課関係部分につきまして御説明いたします。

予算書の6ページをお願いいたします。

繰越明許費補正といたしまして、第2表、上から4行目でございます。土木費、都市計画費、南部振興事業の9,680万8,000円を計上しております。これにつきましては、楠銀天街の道路整備及び南部地区都市再生整備計画関連事業事後評価業務におきまして繰越を行うものでございます。

道路整備につきましては、アーケードの撤去後に側溝の整備、舗装の改修、街路灯の設置などを実施しておりまして、現在、永石通りから秋葉通りまでの区間を整備中でございます。

事後評価業務につきましては、道路整備をもって、この南部地区都市再生整備計画が完了となりますので、その後の事後評価業務となります。

続きまして、議第102号別府市手数料条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

これにつきましては、建築基準法の一部改正によりまして、本条例別表第6でございますが、これが運用する条項に移動が生じるものについての改正でございます。

以上、都市計画課関係部分の議案につきまして御説明させていただきました。

何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○穴井委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○市原委員

アーケードの下のところ今見たけど、あれ全部下やっているんですね。下がもうちょっとで終わるのかなと思ったけど、いつぐらいであれば完了。

○山田都市計画課長

お答えいたします。今、永石通りから秋葉通りの区間をやっております、全体としましては、秋葉通から流川通までが整備区間となります。

現在やっております秋葉通りからの永石通りの区間につきましては、一応、年内から年明けにかけて現場は終わる予定でございます。その後、残りの区間発注する予定になっております。

○穴井委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑はないようでありますので、これより採決を行います。

初めに、第99号令和6年度別府市一般会計補正予算(第7号)都市計画課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第99号都市計画課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第102号別府市手数料条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第102号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、都市計画課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時51分

再開：10時51分

○穴井委員長

それでは再開いたします。

次に、都市整備課関係議案の審査を行います。

議案第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）都市整備課関係部分及び議第130号市長専決処分についての都市整備課関係部分の計2件について、当局から一括して説明願います。

○川野都市整備課長

都市整備課長の川野でございます。よろしくお願いいたします。議案につきましては、着座にて御説明させていただきます。

議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）都市整備課関係部分について御説明いたします。

補正予算書の6ページをお開きください。

繰越明許費について御説明をさせていただきます。

繰越明許費の補正といたしまして、第2条12款災害復旧費の委託料、工事請負費の合計額として、2億9,100万円を繰越計上するものでございます。

主な理由としまして、8月に発生した台風10号の影響により被害を受けた河川及び道路の復旧に適正な工事期間が必要になるためであります。

続きまして、補正予算書の7ページお開きください。

債務負担行為補正第3表のうち、農事事業から御説明をさせていただきます。これにつきましては、公共工事の品質確保の推進に関する法律において、施行時期の平準化を図るために行うもので、舗装及び側溝改修工事に対し3,500万円を債務負担行為として計上するものでございます。

続きまして、補正予算書の8ページをお開きください。

地方債補正第4表の道路橋りょう災害復旧事業の補正額1億5,760万円でございます。これは道路橋りょう災害復旧事業の財源といたしまして、地方債を活用するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

12ページをお開きください。

災害復旧費国庫負担金1億3,340万円でございます。これは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、復旧工事費の一部を国が負担するものでございます。こちらも災害復旧関連となります。詳しくは歳出のほうで御説明いたします。

次に18ページをお開きください。

災害復旧債1億5,760万円でございます。先ほどの地方債補正額を歳入として計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

43ページをお開きください。

事業番号0809災害復旧に要する経費を追加額として、委託料、工事請負費の合計額2億9,100万円を計上いたしております。これは被災した河川及び道路災害の復旧事業を行うものであります。

続きまして、議案書の76ページ、議第130号市長専決処分についての都市整備課関係部分について御説明いたします。

80ページをお開きください。

地方債補正第2表、道路橋りょう災害復旧事業補正額1,200万円でございます。これは道路橋梁災害復旧事業の財源といたしまして、地方債を活用するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

86ページをお開きください。

災害復旧債1,200万円でございます。先ほどの地方債補正の額を歳入として計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

87ページをお開きください。

事業番号0809災害復旧に要する経費として、1億3,500万円の計上いたしております。これは先ほどと同じく、台風10号により被災した市道や水路のうち通行障害や湧水阻害により緊急に対応する必要がある箇所の復旧を行ったものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○穴井委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○加藤委員

先に専決処分のほうから、支出の1億3,500万円、これ測量設計等委託料ということで、かなり大きいんですが、箇所数と主な災害地が分かれば。

○川野都市整備課長

箇所数が、単独になる分になりますが、電話等の件数で250件ほど災害時にかかっております。それに対応して、緊急で土砂撤去する箇所等が発生します。それが専決する分でありまして、残りの災害委託の関係は、11月に2回、今週から始まります国の災害査定、その災害査定設計書を作成するための費用が委託費になります。これが6,500万円ほど災害査定の設計委託費で使っております。

主な箇所としましては、やはり一番大きいのが棚林、今回の災害は別府市の南部のほう、内成であるとか、東山が集中的に大分やられておりますので、その中でも河川災害です。棚林川、石城川、小杉川、その辺の今、災害査定請求書上の工事費なんですが、大体その河川だけで3億円以上の災害復旧事業費を見込んでおります。

○加藤委員

石城川の分は農林水産課とも絡んだ。

○川野都市整備課長

その辺が災害査定のときに必ず言われるんですが、農林災害と道路災害でやるほうも、きちっと重複していないという証明をお互いの課で確認して、判こをついたものを国の災害査定時に提出するようにしておりますので、二重採択を防ぐということで、そういう措置を取っております。

○加藤委員

専決処分と今回の補正で全く別物なのか、関連している部分があれば説明していただきたいんですけど、専決をやって動き始めて、足りんけんまた補正とか、そういう絡みがあるんかい。

○川野都市整備課長

先ほど申しましたように、専決処分で公共災害の査定をしております。その工事費としまして、今回の補正です。どうしても工事発注は年明けになるので、専決とかでなく、きちんと議会に諮った上で補正の額でいただいて、工事を発注するという流れにありますので、今回の災害査定の方は処分ということで専決でいただいて、査定設計書を基に発注する工事を、今回の補正でいただいて、2億9,100万円、それはほとんど工事費になります。今回はこういう形でお願いしております。

○森委員

災害復旧の今後のスケジュールと、最終的に工事着工が具体的にいつぐらいになるか教えてください。

○川野都市整備課長

3回目の国の公共災害の査定が今週で一応完了になります。それでもう国からの補正は公共災害の補助の金額が確定します。それで、それを基に今から実施設計をしまして、予定としましては、年明けに工事の設計発注を予定しております。実際に入札等を考えると、工事の現場着工は早いものでも2月ぐらいにはなと思います。先ほど言いました、全額ほぼ繰越工事になる可能性が高いと思われます。可能な限り、梅雨時期前までには、急ぐところは優先して、完成はさせたいと考えております。

○穴井委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり。）

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

初めに、議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）都市整備課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第99号都市整備課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第130号市長専決処分についての都市整備課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第130号都市整備課関係部分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で都市整備課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時04分

再開：11時04分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、上下水道局関係議案の審査を行いますのでよろしくお願いいたします。

議第128号退職手当返納命令処分に対する審査請求に関する諮問について、の審査でございます。

では、当局から説明をお願いいたします。

○田原上下水道局総務課長

本議案の説明に当たりまして、資料の配付の許可をお願いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○穴井委員長

どうぞ

○松屋上下水道局長

上下水道局長の松屋でございます。

それでは、本議会に提出しております。議案の概要につきまして御説明申し上げます。

上下水道局といたしまして、議第128号退職手当返納命令処分に対する審査請求に関する諮問について提出させていただいております。

何とぞ最後まで十分御審議されるよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の詳細につきましては担当課長より御説明申し上げます。

○田原上下水道局総務課長

それでは、議第128号退職手当返納命令処分に対する審査請求に関する諮問について御説明いたします。

御説明の前に1点確認させていただきたいことがございます。本議案ですけれども、退職手当の返納命令処分を受けた元市職員が処分を不服として、市に対して審査請求を行ったことに対しての裁決であり、今年の3月議会になりますが、議案を上程し、議決をいただいております「訴えの提起」につきましては、市が退職手当の返納を求めて大分地方裁判所に提出したもので、その審理は現在も続いております。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案書の63ページを御覧ください。

これは処分庁が行った退職手当の返納命令処分につきまして、地方自治法第206条第1項の規定に基づき、令和5年10月31日付で元市職員から審査請求がありましたので、同条第2項、給与その他の給付に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法である。却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する採決をしなければならないに該当することから、議会に諮問しようとするものでございます。

それでは、これまでの経過について御説明させていただきます。

元市職員は、定年退職後の令和2年11月16日に収賄容疑で逮捕され、翌年の3月8日に収賄罪で懲役1年6か月、執行猶予3年、追徴金100万円の判決を受け、3月22日に確定しております。刑が確定した後、元市職員には退職手当の返納という不利益処分の対象として、意見陳述の場を設けますが、出席することなく陳述書が提出されます。その後は、別府市退職手当審査会で退職手当返納の適否について審理を行い、令和5年8月31日付で退職手当返納命令処分を発出しております。これに対しまして、同年10月31日、処分を受けた元市職員が

ら処分取消しを求めて審査請求がされております。元市職員と上下水道局の主張を審理するため、審査庁から指名された審理員は、元市職員と上下水道局に対して書面等の提出を求め、審議手続を行った上で、審査庁がすべき裁決についての意見書を審査庁に提出しております。今後、審査庁は元市職員に対して裁決を行います。地方自治法第206条第2項に、裁決を行うに当たっては、議会へ諮問することが定められておりますので、これに従い議会に諮問しております。

詳細につきましては、配付資料で説明させていただきます。

資料といたしましては、審査請求の審理を担当した審理員の意見書を提出しております。

資料の1ページから2ページ目になりますが、こちらも先ほど御説明いたしましたこれまでの経過が記載されております。

資料の3ページから5ページの上段まで、こちらは今回の審査請求に係る法令等の規定を記載しております。

続きまして、資料の5ページの中段から6ページの中段まで、こちらは今回の審査請求に係る審理手続の経過を記載しております。審理を行う審理員に対して、審査請求人の元市職員から反論書の提出が2回、処分庁の上下水道局から弁明書の提出が4回あったことが記載されております。

続きまして、資料6ページから11ページまで、こちらは5つの項目に対しまして、審査請求人と処分庁の主張が記載されております。まず、資料6ページの下段になります。第4、1（1）の本件処分の適用条例等におきましては、審査請求人は、地方公営企業職員は別府市職員の退職手当に関する条例ではなく、別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に基づき処分されるべきであり、本件処分の根拠条例及び手続等は関係法令及び条例に合致していないというふうに主張しております。この主張に対しまして、処分庁、こちらは資料9ページ、2の（1）本件処分の適用条例等についてを受けまして、別府市上下水道局企業職員の給与に関する規程第38条は、別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条退職手当は、条例に規定するものを除くほか、別府市職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例によると定めていることから、企業職員に対しましても、別府市職員の退職手当に関する条例に規定している退職手当の変動に係る規定を包括的に当てはめて適用できると主張しております。

続きまして、資料の7ページにお戻りください。

資料の7ページ2（2）別府市上下水道局事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第3項に規定する管理者が定める手続について御説明いたします。

審査請求人は、管理者が定める手続は、同条例第22条、この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定めると定められており、独自に条例で定めるべきであるが定めていない。今回処分の経過と結論は、地方公営企業に働く職員の法的及び身分を否定するものであり、かつ、現条例を否定し形骸化する極めて不当な処分になると主張しております。

この主張に対しまして、処分庁は資料の10ページになります。（2）管理者が定める手続についてにおいて、企業職員の退職手当も企業職員以外の職員と同様、一般の退職手当であることも併せ鑑みれば、別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第3項の「管理者が定める手続」との文言は、企業職員以外の職員に係る退職手当制度との均衡を考慮して、企業職員について処分を受ける者の権利保護を図る観点から、客観的な判断が担保されるよう、退職手当の返納命令処分の手続を明確にすることを意図したものと解するのが相当である。現に企業職員に関する事案である本件についても、退職手当管理機関において、適正手続を保障する観点から、別府市行政手続条例等関係条例に基づき、聴聞手

続を行っている」と主張しております。

続いて、資料の7ページにお戻りください。

次に、(3)退職手当返納命令処分の内容についてを御説明いたします。

審査請求人は、今回の処分内容は全額返納処分となっており、賃金の後払い、退職後の生活保障といった退職手当の性格が反映されておらず、全額返納は極めて不当な判断である。審査請求人は現在無職であり、このような状況で退職手当の全額返納を求められても、一括で返納できる状況ではないと主張しております。

この主張に対しまして、処分庁は、資料の10ページになります。(3)退職手当返納命令処分の内容についてにおいて、審査請求人の非違行為に鑑みれば、審査請求人の功績の度合いや非違行為の内容及び程度などに関する諸般の事情を総合的に勘案し、給与の後払い的な性格や生活保障的な性格を踏まえたとしても、審査請求人の勤続の功を抹消し、または減殺するに足る事情があったと評価することができる。審査請求人の現在の生計の状況、さらに40年にわたって懲戒処分を受けずに勤務してきた事情を勘案したとしても、特に有恕すべき情状を認めることができないと主張しております。

続いて、資料の8ページにお戻りください。

(4)の考慮要素についてを御説明いたします。

審査請求人は、入札参加資格の総合評定点について、事前協議の中で総合評定点は900点以上に決定したと通知があったが、理由の説明もないまま資格審査委員会で700点以上となっていた。総合評定点に変更されたことについては、当時の管理者をはじめ、委員会の審査に関わった全ての者から事情聴取を実施し、退職手当返納の考慮要素や情状に反映すべきであると主張しております。

この主張に対しまして処分庁は、資料の11ページをお開きください。

(4)考慮要素についてにおいて、本件処分の対象となった審査請求人の本件非違行為は審査請求人が現金100万円の供与を受け、もって自己の職務に関し賄賂を収受した行為であると主張しております。

資料の8ページにお戻りください。

最後に、(5)労使協定についてを御説明いたします。

審査請求人は、長年労働組合の役員を務めてきたが、従前から労使間では労使自治の原則に基づき交渉を進めてきた。別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第3項の管理者が定める手続を経て第22条のこの条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定めると規定されているが、趣旨、内容等について労使間では明確な確認がなされていないのではないかと。また、別府市上下水道局企業職員の給与に関する規程第38条には、条例第15条退職手当は、条例に規定されているものを除くほか、別府市職員の退職手当に関する職員の例によると規定されているが、審査請求人の記憶では、例によるの説明を労使交渉で協議した記憶がない。規定第38条はその時々に見合った見直しが必要であると考えられるが、制定当時から全く変更された形跡がない。今回の返納処分の根拠としても不適切であると主張しております。

この主張に対しまして処分庁は、資料の11ページをお開きください。(5)労使協定についてにおいて、労働組合から別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第3項に規定する退職手当の取扱いに関し、労働協約の締結に向けた労使協議の申出があった事実はない。別府市水道企業管理者は、労働組合と別府市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第3項に規定する退職手当の取扱いに関し、労働協約及び協定等を締結した事実はないと主張しております。

審査請求人、処分庁、それぞれの主張を受け審理員は、次のように意見を述べております。

資料の11ページの下段になります。

第5、審理員意見書の理由の1、退職手当返納命令に係る適用条例等につきましては、企業職員も地方公務員であり、別府市上下水道局企業職員の給与に関する規程第38条は、別紙職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例によると定めている。例によるの用語は、ある法律上の制度や法令の規定を包括的に他の同種の事柄に当てはめるときに用いられるのが通例であるから、本件処分を行うに当たり別府市職員の退職手当に関する条例を適用したものと解されると意見しております。

続きまして、2、管理者が定める手続につきましては、資料の12ページになります。

審理員は、別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第3項の管理者が定める手続とは、企業職員以外の職員に係る退職手当制度との均衡を考慮して、処分を受ける者の権利保護を図る観点から、客観的な判断が担保されるよう、退職手当の返納命令処分の手続を明確にすることを意図したものと解されると意見しております。

続きまして、3、退職手当返納命令処分の内容について、こちらは資料12ページから16ページになります。

審理員が（1）生計状況確認書についてにおいて、審査請求人の生計の状況を確認しております。

また、資料13ページ（2）本件処分の判断基準等については、アにおいて、最高裁令和5年6月27日第三小法廷の判例から、退職手当支給制限処分に係る判断については、平素から職員の職務等の実情に精通している者の裁量に委ねるのでなければ、適切な結果を期待することができない。そうすると、懲戒免職処分を受けた退職者の一般の退職手当等につき、退職手当支給制限処分をするか否か、これをするとした場合にどの程度支給しないこととするかの判断は、退職手当管理機関の裁量に委ねているものと解すべきである。したがって、社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、またはこれを濫用したと認められる場合に違法であると判断すべきであると判示していることを確認しており、イ及びウにおいて、別府市職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第15条第1項の規定により、どの程度支給を制限するかを判断を退職手当管理機関の裁量に委ねられているものと解されると意見しております。そしてエにおきましては、処分の対象となった非違行為は、給与の後払い的な性格や生活保障的な性格を考慮したとしても、審査請求人の勤続の功を抹消し、または減殺するに足りる事情があったと評価することができ、これらのことを踏まえ、本件処分は裁量権の範囲を逸脱、またはこれを濫用したとは認められないと判断すると意見されます。

続きまして、4、考慮要素につきましては、資料の16ページ中段になります。

審理員は、審査請求人は本件処分の対象となった非違行為は、現金100万円の供与を受け、もって自己の職務に関し賄賂を収受したことによるものであり、工事請負契約に関する総合評価点等の経緯は考慮要素や情状として採用できるものではないと意見しております。

最後に、資料16ページの下段になります。5、労使協定については、審理員は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第9条は、規則、その他の規定に抵触する協定について、地方公営企業において、当該地方公共団体の長その他の地方公共団体の機関の定める規則、その他の規定に抵触する内容を有する協定が締結されたときは、速やかにその協定が規則、その他の規定に抵触したくなるために必要な規則その他の規定の改正または廃止のための措置を取らなければならないとしております。規則、その他の規定に抵触する協定が締結された事実はなく、そのことによって、別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例が違法とは言えないと意見しております。

これらのことから、審理員は、資料17ページの下段になりますが、6、結論といたしまして、本件処分には違法または不当な点はない。本件審査請求には理由がないから、行政不服

審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきであると意見しております。

以上で、議第128号退職手当返納命令処分に対する審査請求に関する諮問についての御説明を終わります。

御審議のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

○穴井委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行いますけれども、当議案につきましては、処分庁、別府市が行った退職手当返納命令についての取消しを求める審査請求について、それを棄却すべきとの判断に對しまして議会の意見を求めるものでございます。

それでは、質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○加藤委員

今回の議案として出てますけれども、答申を出すに当たって、初めてのことなので、要は我々議会は、先般、裁判を起こすことについて認可をしたんです。そして、認可をすることに対して、議員それぞれ考え方はあったかもしれないけども、執行部が言うのは、そのとおりだという考え方もあるし、現状では判断がつかない、そのためにもこれは裁判において決着すべきだという判断もあったと、それでその上に、これは別の案件になるんですよね。じゃあ裁判がもしなかった場合に、起こしてなかったときに、ここでの我々の判断が、すなわち法的な判断をしていますよね。これはそのとおりだという認可をする、お墨つきを与えるという意味なのか、それとも、違う意味があるのか。要は、この結果が逆に裁判に影響するのか、しないのか。議会も言うたやないかと裁判所の中で討論されるということは、僕はちょっと違うなという気がするんです。今の状況では、我々も法的な知識が何もない中で、出すけんどうぞというわけにもいかん。我々は裁判所ではないし、裁判官でもないし、弁護士でもない、知識がない状況で、要は影響するか、しないかです。

○田原上下水道局総務課長

お答えいたします。今回、議会への諮問ということにつきましてですけども、その考え方につきましては、今回起きた審査請求に對しまして、審査庁として、これについては、例えば棄却であるというような形の採決を行います。この採決を行うに当たって、議会に諮問する、この過程というのは、議会というのが市民の代表から構成される議会であるということ踏まえた上で、あくまでも第三者、そして今回、別府市で起きた事件であるということから、その意見を広く、しかも公正に判断する一つのプロセスとして諮問という形を取らせていただいております。したがって、例えば、今回ここで棄却する、もしくは棄却しないという判断が、今後、今こちらのほうが提訴しております裁判に對して、今回の判断が絶対的な基準となることはないというふうに考えております。

○加藤委員

裁判結果は別だと、すなわち要は、主張を出して、そして今裁判が行われている。その裁判の結果が、逆に違う方に結果が出たから、通常は一般的には当たり前だと、認められるべきやで、当然それは退職金は払うべきだという考え方が強いでしょうけども、どこかで裁判の段階で出たときに、いやこれは結果的に退職金を全て払わんでもいいと、場合によっては一部払わんでもいいと出たときに、すなわちこの判断、我々は認めたけど、少し違ってたということになるけれども、そういう結果が出ても、我々の今言ったような判断、今回の判断

が影響するか、しないかというのをはっきりさせておかないと、僕らが専門家ならいいですよ。じゃないわけだから。そうは言っても、今の考え方としては、当たり前だという考え方できているわけで、そのために我々は裁判を起こすことも認めたわけ。ある意味、裁判の結果を尊重するけども、今の流れとして、市の判断はこういうことで諮問をしたい、我々の答申としてはそれは仕方がない。仕方がないなという人もおるかもしれません。どうやという人もおるかもしれません。だからこそ影響するか、しないかというのははっきりさせていたきたい。

○松川委員

基本的には、今課長が市民の代表ということを言われたんだけど、僕らは法的に係争中で詳しいことは分からないんだけど、一般常識からいったら、今、別府市が訴えることは正しいんだろう、だからこそ議会はやるべきだと、そのように皆さん厳しく言われたんやね。条例はこういうことになったんで、急におかしいということを市民の皆さん、僕らも素人なりにそう思うので、しっかりと、結局裁判というのは、最後はどっちがゼロで100というのは難しいと思うんだけど、そこは裁判のいろんな話合いで落としどころを見つけないかと思う。それはプロの人たちが基本的にはきちっとして、金額は別にして、この問題は見ているところが大きいので、やはり別府市は襟を正してきちっとやるべきだと思います。

○加藤委員

既に裁判に移行したので、今回の審査請求をもう一遍出されるなんてことはないですか。

○田原上下水道局総務課長

今回の審査請求におきましては、今、この内容については棄却すべきという形で答申を提出させていただいております。今回これが審査請求は棄却すべきという裁決が下りた後に、再度また審査請求が起きることはございません。

○森委員

確認ですけど、この議案は、先方、相手が主張してきたことに対して、別府市として、違いますよっていうことを議決してくださいということですよ。

○田原上下水道局総務課長

今回の審査請求というのは、昨年の8月31日に発出した退職手当の全額返納命令処分、これに対して不服があったということで、審査請求が同年10月31日に起きております。その後、約1年かけて、元市職員と処分庁である上下水道局の主張を審理員が判断した上で、今回、その元市職員が行った審査請求、要は請求そのものを棄却、言ってることに対して正当性ありませんよというふうな判断をもってして棄却すべきであるというふうな意見をいただいております。

○加藤委員

要は、さっき言ったように、自治法上の制度として、向こうに物を発送するに当たって、それを認めてくださいというだけ、そういう判断と僕は思ってるんですよ。だからこそ、さっき言った、裁判に影響する内容であればそれはできないけども、本当やったら議会にかけずともできるようだけど、しかし、大事な仕組みなんで、大事な判断なんで、議会かけなきゃならないと、わざわざ書いてるもんだから、出すことに関して、いいですか、悪いで

すかということ。中身に対していいか、悪いかという判断は僕はできないと思ってるんで、既に裁判になってる。僕らもその知識はないですから。僕はそういう判断をします。

だからこそ、裁判に対する影響はない、どっちに転んだってない。出すことに関しては、僕はやむを得ないという判断をさせていただきたい。意味分かるかな。

○美馬委員

今、詳しく説明資料を説明していただいたんで、向こうが言うこういうことに対して、こうですよ判例も出てきて説明はされました。基本的には棄却することに異議はないでしょうかという話なんだろうと思うんですけども、今、加藤委員とかが言われているように、私たちには法的な知識はないんですよ。でも、やっぱりこれはおかしいなという市民の感覚と、そして、それは別府市の公務員としてあるべき姿ではないと、だからそこに関しては、こういうふうな形でやらせてもらいたいという形で最初は出てきたと思うんですけど、裁判になると、こういうふうな形で、行ったり来たりしますよね。その段階できちんとこの形で説明を、常任委員会できちんと説明はされてるんですけども、それが見えてないと、なかなか裁判に関わるというところに入り込むのは、とても何か重い感じはします。ただ、説明の内容によっては、私たちも市民の思うことに同調して、そういうふうになってきたので、これに関しては、ある程度理解をしないといけないのかなとは思いますが、結構重たい内容かなというのはちょっと感じますので、何かの折にきちんともう少し説明をしていただければなという感じはしますけど。

○田原上下水道局総務課長

お答えいたします。今年の4月に訴訟提起した内容につきましては、実際、ちょっと今係争中ということなので、内容については申し上げにくいところがございます。それとは別に、今回の審査請求というのはこういう形で、先ほど申し上げましたとおり、議員の方々というのは市民の代表ということなので、ここで言うところの、要は社会通念の確認という形で今回の諮問というふうに考えております。

○森委員

なので、別府市がお金返してくださいって言うことに対して、相手が、いや、いや別府市さんの主張はおかしいので、その主張を取り下げてくださいという。

○田原上下水道局総務課長

というのがこちらです。

○森委員

それに対して、別府市としては今までどおり請求しますということを議決してくださいということですね。

○穴井委員長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようですので、これより採決を行います。

それでは、議第128号退職手当返納命令処分に対する審査請求に関する諮問について、本件審査請求は棄却すべきとの委員会の意見とすることに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第128号について、本件審査請求は棄却すべきとの意見として答申することに決定いたしました。

以上で、上下水道局関係議案の審査を終了いたします。

これをもちまして、当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び議事録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告、会議録の作成につきましては、委員長に一任させていただきます。

これをもちまして、観光建設水道委員会を終了いたします。

○閉議：11時42分